

景観配慮事項説明書（堺環濠都市地域及び百舌鳥古墳群周辺景観地区以外の大規模建築物）

計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	景観特性の区分	<input type="checkbox"/> 都心・周辺市街地景観 <input checked="" type="checkbox"/> 近郊市街地景観 <input type="checkbox"/> 郊外市街地景観 <input type="checkbox"/> 田園景観 <input type="checkbox"/> 丘陵市街地景観 <input type="checkbox"/> 丘陵地景観 <input type="checkbox"/> 臨海市街地景観
	周辺の景観	周辺は白鷺公園の豊かな緑地と、西高野街道が落ち着きのある雰囲気醸し出しているまちなみである。一方で、交通量の多い幹線道路に近接しており、沿道には生活利便施設や飲食施設などが連なっている。
	計画地における景観上のコンセプト	視点場となる幹線道路からの見え方を考慮し、シンプルで洗練された建物デザインとした。また周囲に開かれたまちかどとなるよう工夫し、地域の憩いの場となるような計画とした。

行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
A 地域特性	建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。 （１）自然特性への配慮 （２）歴史文化特性への配慮 （３）市街地特性への配慮 ※ 1 詳細は欄外参照	白鷺公園の緑地と調和するよう、敷地内に四季を感じられる植栽を充実させた。また、西高野街道のもつ歴史的な雰囲気を壊さないよう 1 階の商業施設も低彩度の色彩を用いることで、にぎわいの中にも落ち着きのある雰囲気を演出した。
	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。	周辺建築物と壁面位置やスカイラインを揃え、統一感のあるまちなみとなるよう配慮した。また、外構仕上げをアスファルト舗装ではなくインターロッキングとすることで、周辺との一体感を演出し、潤いのある景観に配慮した。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。	まちかどとなる南西の角に街苑を設け、周辺に開かれた滞留空間となるよう計画した。また、街苑には植栽を充実させ、ゆとりと潤いのあるまちかど空間となるよう配慮した。
B まちなみ	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。	1 階に設けた商業施設にテラスを設け、低層部のしつらえを隣接する建物と調和させることでまちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するよう配慮した。

	行為の制限（景観形成の基準）	配慮した事項など
C1 建築計画／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。	通りに面した壁面をセットバックさせ、植栽を充実させたオープンスペースを設けることでゆとりと潤いのある空間を創り出すよう配慮した。
	C1-2 敷地の形態・意匠 -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。	敷地に植栽を充実させ、潤いのある景観形成に配慮した。また、今後隣地の緑と連続するよう隣地境界沿いのフェンスを道路際からセットバックさせることで、広がりのある緑豊かな通り景観となるよう配慮した。
	C1-3 屋外付帯施設 -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。	（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） 機械式駐車場を壁面緑化することで、通りから見える駐車場の存在感を軽減させた。 また、ゴミ置き場がめだたないよう通りに面して植栽を配置し、通りから直接ゴミやダストコートが見えないよう扉を設置した。
C2 建築計画／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠 -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。	壁面を分節した意匠とすることで、周辺に圧迫感を与えないよう配慮した。 また、色彩は暖色系の色彩でまとめて最小限とし、異なる建材を用いて建物に表情をつけることで、全体として統一感のあるデザインとなるよう配慮した。
	C2-2 外壁の材料 -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	外壁は経年劣化が少ないタイルとし、光が反射しにくいものを採用した。
	C2-3 外壁の色彩 -外壁の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 ※2 基準の詳細は欄外参照	外壁の色彩は、周辺から突出しない色彩とし、サブカラー（アクセントカラー）を低層部に配することで落ち着いた外観となるよう配慮した。
	C2-4 屋根 -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	陸屋根のため、グレーのアスファルト防水とする。
C3 建築計	C3-1 屋上付帯設備等 -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。	（塔屋、屋上設備など） 屋上設備が通りから見えないよう、めかくしルーバーを配置した。

C3-2 屋外階段・外壁付帯設備

-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。
-外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

(屋外階段、室外機、樋など)

屋外階段はできるだけ敷地の奥に配置し、建物と一体的なデザインとすることでめだたないよう工夫した。
樋は外壁と同色とし、配置をめだたないよう工夫した。
室外機は床置きとし、バルコニーの腰壁で隠れる配置とした。

※1 地域特性とは

(1) 自然特性に配慮する

- 市街地に残る貴重な自然を保全する。
- 周辺に優れた自然資源（樹林地・河川・農地など）がある場合は、それらとの関係性に配慮し、建築物等の工夫を行う。
- 計画地周辺の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、それらを計画に取り入れる工夫をする。

(2) 歴史文化特性に配慮する

- 地域の特徴ある歴史的なまちなみや資源を保全する。
- 周辺に歴史文化資源（寺社・町家・古墳など）がある場合は、それらとの調和を図る。

(3) 市街地特性に配慮する

- 地域のまちなみの特徴（市街地の成り立ち）を読み取り、デザインに反映させる。
- 市街地の景観の特性（駅前・幹線道路沿道・鉄道沿線など）に応じて、デザインを工夫する。

※2 大規模建築物の色彩基準

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表1のとおりとする。

表1

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6以上	4以下
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下
無彩色	6以上	-

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。